

平成29年4月1日

卒業生各位

日本大学三島高等学校

### 卒業後5年を経過した卒業生の各種証明書発行について

本年度より本校における各種証明書の発行について、学校教育法施行規則第28条第2項の規程により、下記の表のとおり定めることといたしました。

つきましては、卒業後の経過年数により発行可能な証明書が異なりますので、申請をする前によくご確認くださいませう、お願いいたします。

#### 記

##### 1 発行可能な各種証明書一覧

区分	卒業 証明書	成績 証明書	調査書	単位修得 証明書	その他の 証明書
卒業後 5年以内	○	○	○	×	×
卒業後 5年超	○	×	×	○	○
卒業後 20年超	○	×	×	×	○

①大学・短大等の出願書類として各種証明書が必要な方で、上記表において×印が付されている場合は、出願先に問合せ頂き、当該証明書が発行できない旨を伝え、指示を受けてください。その際に、提出先が求める当該証明書を発行できない旨を記載した文書が必要な場合は、本校事務室まで事前にお問合せください。

②表中の「その他の証明書」とは、提出先が求める当該証明書を発行できない旨を記載した証明書です。

## 2 参考

### ①学校教育法施行規則第28条第2項抜粋

前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

### ②各国公私立大学長（大学院大学を除く）宛て文書抜粋

(24 文科高第236 号 平成24 年5 月31 日付24 文科高第236 号文部科学副大臣通知) 平成25 年度大学入学者選抜実施要項より

6 指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、すべての卒業生（又は退学者）に適用する。

7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に明記することなどにより周知を図ることが望ましい。

以 上